

令和7年度大気汚染常時監視業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和7年2月21日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、大気汚染常時監視業務に精通し、測定機の構造及び保守管理に関する幅広い知識、技能、経験等を有する必要があることから、公益財団法人岡山県環境保全事業団に委託する予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、公益財団法人岡山県環境保全事業団との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がある場合にあっては、公益財団法人岡山県環境保全事業団と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度大気汚染常時監視業務

(2) 業務内容

令和7年度大気汚染常時監視業務仕様書（別紙）のとおり

(3) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 契約締結日

令和7年4月1日

3 業務目的

本業務は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく大気汚染の常時監視を適正かつ円滑に行うため、専門的な知識、技能、経験を有する者に委託して実施するものである。

4 応募要件

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であって、当該名簿に登録された所在地が岡山県内で

あること。

- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「4 調査・研究（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「3 環境測定」であり、格付区分が「A」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 守秘義務に関し社内規定等を有し、守秘義務の遵守体制が確保されていること。
- (9) 大気汚染常時監視業務に精通し、測定機の構造及び保守管理に関する幅広い知識、技能、経験等を有すること。
- (10) 業務の実施に当たって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾739-1
岡山県環境保健センター環境科学部大気科
電話 086-298-2683 FAX 086-298-2088

(2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和7年2月21日（金）から同年3月11日（火）までの
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所 (1) の担当部局を示す場所に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>)
からダウンロードもできる。

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和7年2月21日（金）から同年3月11日（火）までの
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所 (1) の担当部局を示す場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）
関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

参加資格要件の不適合通知期限 令和7年3月14日（金）まで

6 審査方法

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定及び技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和7年3月18日（火）午後5時までとする。（提出場所及び提出方法は5（3）に同じ。）

(10) 本契約の締結は本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。

(11) 本業務を請け負う業者の当該業務用車両及び当該従業員の通勤用自家用車が環境保健センターの職員駐車場を使用する場合、岡山県行政財産使用料徴収条例及び岡山県職員駐車場の管理及び利用に関する規則等に基づき使用料を徴収する場合がある。

(12) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(13) その他詳細は、公募説明書による。

公募説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度大気汚染常時監視業務

(2) 業務内容

令和7年度大気汚染常時監視業務仕様書（別紙）のとおり

(3) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 契約締結日

令和7年4月1日

2 招請の趣旨

本業務については、大気汚染常時監視業務に精通し、測定機の構造及び保守管理に関する幅広い知識、技能、経験等を有する必要があることから、公益財団法人岡山県環境保全事業団に委託する予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、公益財団法人岡山県環境保全事業団との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がある場合にあっては、公益財団法人岡山県環境保全事業団と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

3 業務目的

本業務は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく大気汚染の常時監視を適正かつ円滑に行うため、専門的な知識、技能、経験を有する者に委託して実施するものである。

4 応募要件

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であって、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「4 調査・研究（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「3 環境測定」であり、格付区分が「A」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 守秘義務に関し社内規定等を有し、守秘義務の遵守体制が確保されていること。
- (9) 大気汚染常時監視業務に精通し、測定機の構造及び保守管理に関する幅広い知識、技能、経験等を有すること。
- (10) 業務の実施に当たって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾739-1
岡山県環境保健センター環境科学部大気科
電話 086-298-2683 FAX 086-298-2088

(2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和7年2月21日（金）から同年3月11日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所 (1) の担当部局を示す場所に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>)
からダウンロードもできる。

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和7年2月21日（金）から同年3月11日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所 (1) の担当部局を示す場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）
関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

参加資格要件の不適合通知期限 令和7年3月14日（金）まで

6 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定及び技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期間は令和7年3月18日（火）午後5時までとする。（提出場所及び提出方法は5（3）に同じ。）
- (10) 本契約の締結は本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 本業務を請け負う業者の当該業務用車両及び当該従業員の通勤用自家用車が環境保健センターの職員駐車場を使用する場合、岡山県行政財産使用料徴収条例及び岡山県職員駐車場の管理及び利用に関する規則等に基づき使用料を徴収する場合がある。
- (12) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(発行責任者職氏名

)

(" 連絡先

)

(担当者職氏名

)

(" 連絡先

)

令和7年度大気汚染常時監視業務に参加するため、次の書類を添えて応募します。

(提出書類)

- 1 見積書(経費内訳を含む。)
- 2 大気汚染常時監視業務に関する実績(過去3年間)
- 3 環境大気測定機の構造及び保守管理に関する知識、技能、経験等を有することを示す書面
- 4 業務計画書、実施体制
- 5 その他説明資料

※ 発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、押印の必要はありません。

令和7年度大気汚染常時監視業務仕様書

1 目的

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく大気汚染常時監視及びこれに付随する業務を適正かつ円滑に行うため、専門的な知識、技能、経験を有する者に委託して実施する。

2 履行場所

委託業務を行う場所は、岡山県環境保健センター（岡山市南区内尾739-1）大気汚染監視システム室とする。

3 履行期間

委託業務を行う期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

（1）環境大気の常時監視

ア 定期業務

岡山県大気汚染監視システムにより環境大気の汚染状況を常時監視し、日報、月報及び年報等（関係市への提供資料を含む。）を作成し、県に提出する。

イ 異常発生時の措置

常時監視中、欠測値・異常値を発見した時は、環境大気測定機保守管理業者及び測定機設置市等から情報を収集し、保守管理業者に対する緊急保守実施連絡やシステム操作による測定値の「調整中」表示等の応急措置を行い、その後の経過報告及び改善報告を県に行う。

ウ 緊急時発令前後の措置

常時監視中、測定値が別に定める緊急時発令前通報値に達した時は、速やかに県に報告する。

（2）測定機保守管理業務の進行管理

ア 保守管理業務の進行管理

県が別に委託している環境大気測定機保守管理業務及び自動測定機一斉点検業務の実施並びに測定機異常発生時の措置対応に係る関係業者との連絡調整、報告内容確認など、測定機保守管理業務の進行管理を行う。

イ 測定局管理台帳の管理

県の測定局管理台帳に測定機更新、測定局舎の修理等、保守管理上の留意事項を逐次記録し、保存する。

ウ 測定機台帳の管理

県の測定機台帳に保守管理上の留意事項を逐次記録し、保存する。

(3) 測定データの管理

ア 定期修正

毎月、環境大気測定機保守管理業者からの報告に基づき、県測定データの修正を行う。

イ 臨時修正

欠測値・異常値があった時は、その都度必要な修正を行う。

ウ データ提供用資料の作成

環境大気常時監視測定結果の提供依頼があった時は、資料の作成を行う。

(4) 発生源の常時監視

ア 定期業務

岡山県大気汚染監視システムにより、発生源の排出状況を常時監視し、日報、月報及び年報等を作成し、県に提出する。

イ 異常時の措置

常時監視中、欠測値又は異常値を発見した時は、工場等から情報を収集し、速やかに県に報告する。

ウ ばい煙減少計画書に基づく届出値超過時の措置

常時監視中、届出値を超過した時は、速やかに県に通報し、県の指示を受け、工場等との連絡調整及び県への技術的助言等を行う。

(5) その他

常時監視業務を円滑に行うため、委託業務として適当と考えられる業務については、県と協議して実施する。

5 従業員の資格

委託業務に当たる従業員は、(1) から (3) までのいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 公益社団法人日本環境技術協会が実施する環境大気常時監視測定器の維持管理に関する講習会を修了した者
- (2) 環境大気測定機保守管理に係る1年以上の実務経験を有する者
- (3) 上記(1)及び(2)と同等以上の知識、技能、経験を有する者

6 業務実施時間等

土日祝祭日及び年末年始を除く平日の8時40分から17時05分までとし、12時から13時までは休憩時間とする。ただし、上記4(1)ウに記載する緊急時の発令が予想される場合又は発令している場合は、休憩時間及び17時05分以降においても上記4(1)ウに係る業務を行う。

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和7年4月1日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略